

企業会計基準適用指針公開草案第 44 号「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（改正平成 19 年 3 月 30 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準適用指針第 16 号 「リース取引に関する会計基準の適用指針」</p> <p style="text-align: center;">改正平成 19 年 3 月 30 日 最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会 〔平成 6 年 1 月 18 日〕 〔日本公認会計士協会〕 〔会計制度委員会〕</p>	<p>企業会計基準適用指針第 16 号 「リース取引に関する会計基準の適用指針」</p> <p style="text-align: center;">改正平成 19 年 3 月 30 日 企業会計基準委員会 〔平成 6 年 1 月 18 日〕 〔日本公認会計士協会〕 〔会計制度委員会〕</p>
<p>適用指針</p> <p>適用時期等 適用時期</p> <p>76-2. <u>平成 XX 年改正の本適用指針は、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</u></p>	<p>適用指針</p> <p>適用時期等 適用時期</p> <p>（新 設）</p>
<p>84. <u>（削除）</u></p>	<p>四半期財務諸表における取扱い</p> <p>84. <u>借手において第 79 項を適用した場合、年度の財務諸表では、改正前会計基準で必要とされていた事項を財務諸表に注記する必要があるが、四半期財務諸表では当該注記は要しないものとする。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用するリース取引に係る金額が企業再編等により前年度末と比較して著しく増減しているときは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用するリース取引に関して、当該著しく増減した期における四半期財務諸表において、以下を注記する。</u></p>

公開草案	現行
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>著しく増加した場合：著しく増加したリース取引に係る未経過リース料期末残高相当額</u> ・ <u>著しく減少した場合：著しく減少したリース取引に係る前年度末の未経過リース料期末残高相当額</u>
<p>85. <u>(削除)</u></p>	<p>85. <u>同様に、貸手において第 82 項を適用した場合で、年度の財務諸表では、改正前会計基準で必要とされていた事項を財務諸表に注記する必要があるが、四半期財務諸表では当該注記は要しないものとする。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用するリース取引に係る金額が企業再編等により前年度末と比較して著しく増減しているときは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用するリース取引に関して、当該著しく増減した期における四半期財務諸表において、以下を注記する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>著しく増加した場合：著しく増加したリース取引に係るリース物件の期末残高及び未経過リース料期末残高相当額</u> ・ <u>著しく減少した場合：著しく減少したリース取引に係る前年度末のリース物件の期末残高及び未経過リース料期末残高相当額</u>
<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p><u>88-2. 平成 XX 年の改正では、平成 XX 年の企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の改正に伴い、四半期財務諸表における取扱いに係る規定を削除した。</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p>(新設)</p>

以 上